

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 12月18日	平成30年 1月4日	H29. 12. 12付大福祉第3055号不 存在による非開示決定通知書の 理由に「…情報提供として扱わ れる案件…政策企画室広聴担当 あてに単に伝達…決裁文書を作 成しておらず…」とある。市民 の声を情報提供として扱った場 合について広聴担当が決裁を作 成した場合その決裁文書。(注) 広聴担当とは全所属についてで ある。 (経済戦略局に係るものについ て)	不存在	号	経済戦略局	企画課
平成29年 12月27日	平成30年 1月18日	「公益通報に係る審議結果につ いて(通知)」と同趣旨のメー ル(総務局監察部から各所属あ て「第一義的には所属において 対処すべき事項である」との大 阪市公正職務審査委員会の審議 結果を通知したメール)が送付 され、通報内容について調査を 行っている場合の、各所属が保 有するその決裁文書のすべて (ただし、平成28年9月30日以 前に受け付けた公益通報に係る もののうち直近3件に限る)。 (経済戦略局に係るものについ て)	部分公開	1 5 号	経済戦略局	総務課